

商品概要説明書

J Aマイカーローン（一般型）

（2025 年 10 月 1 日現在）

商品名	J Aマイカーローン（一般型）
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。ただし、新卒内定者で、入社月の 6 ヶ月前以降に借入申込みいただく場合を除く。 ○ J A マイカーローン（信販保証等を含む。）の返済実績が 2 年以上あり、少なくとも過去 1 年以上延滞のない方、または 2 年以上返済実績があり、完済後 2 年以内の方については、前年度税込年収 150 万円以上である方。 ○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。 ○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金（借入申込日から過去 3 か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車等）は除きます。 ①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす（いずれも中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金（建設費が 100 万円以内のものとします。）。 ⑥他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金。 （ただし、リピーター型は対象外とします。） ○保証機関の保証料、消費税もあわせてお借入れいただけます。 ○保証料の徴収方法で分割後払方式を選択した場合、保証料を含めることができません。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間を含め 6 か月以上 15 年以内とします。なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回のご融資日からご融資対象者の入社前月末までの範囲内とします（最大 6 か月）。 ○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存期間内、または 15 年から当初借り入れた自動車

	資金の経過期間を差し引いた範囲内とします。														
借入利率	【固定金利型】 ○お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。														
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。														
担保	○不要です。														
保証人	○当 J A が指定する保証機関（東京都農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。														
保証料	○一括前払方式・分割後払方式のいずれかよりご選択いただけます。 ①一括前払方式 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入利率 3 %、お借入額 1 0 0 万円あたりの一括支払保証料（例）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>2 年</td><td>3 年</td><td>5 年</td><td>7 年</td><td>10 年</td><td>15 年</td></tr><tr><td>保証料 (円)</td><td>6, 726</td><td>9, 936</td><td>16, 320</td><td>22, 658</td><td>32, 062</td><td>47, 453</td></tr></table> ②分割後払方式 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0. 6 5 % です（令和 8 年 3 月末日ご融資分まで）。	お借入期間	2 年	3 年	5 年	7 年	10 年	15 年	保証料 (円)	6, 726	9, 936	16, 320	22, 658	32, 062	47, 453
お借入期間	2 年	3 年	5 年	7 年	10 年	15 年									
保証料 (円)	6, 726	9, 936	16, 320	22, 658	32, 062	47, 453									
団体信用生命共済（保険）	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><td colspan="2">団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr><tr><td colspan="2">団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0. 3 0 %</td></tr><tr><td colspan="2">長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0. 4 0 %</td></tr><tr><td colspan="2">三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0. 4 5 %</td></tr></table>	団体信用生命共済（保険）名		加算利率	団体信用生命共済（特約なし）		年 0. 3 0 %	長期継続入院特約付団体信用生命共済		年 0. 4 0 %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済		年 0. 4 5 %		
団体信用生命共済（保険）名		加算利率													
団体信用生命共済（特約なし）		年 0. 3 0 %													
長期継続入院特約付団体信用生命共済		年 0. 4 0 %													
三大疾病保障特約付団体信用生命共済		年 0. 4 5 %													
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0. 6 2 %														

手数料	○新規事務取扱手数料… 5, 500円（消費税等含む） ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合… 5, 500円 ②一部繰上返済の場合… 5, 500円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5, 500円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。																
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店にお申し出ください。 ・本店 金融共済部（電話：042-594-1011） ・日野支店（電話：042-583-2111） ・七生支店（電話：042-591-2011） ・多摩支店（電話：042-375-8211） ・稲城支店（電話：042-377-6002） 当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														

その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 ○当組合は、非対面取引を実施しておりませんので、ご契約時等に所定の店舗へご来店を頂き、ご契約等の手続きが必要となります。
-----	--

J A 東京みなみ